

＜別紙1＞ 学童保育の運営に必要な補助金の創設と 補助額の大幅増額の要望

- ① 現在の補助単価と補助率3分の1では、財政状況が厳しい地方自治体に多大な負担を強いるものです。地方自治体の負担軽減のために国の負担率を大幅に引き上げることや、特別な財政措置を図ってください。
- ② 運営費の積算内訳の多くを占める指導員の人件費の計算では、「非常勤配置」「諸謝金」ではなく、児童数に見合った人数の指導員が「常勤配置」できる金額としてください。また、指導員の社会保険料、労働保険料等も含んだものとして、補助単価を大幅に引き上げてください。
- ③ 学童保育を必要としている子どもたちが適正規模の学童保育に入所できるためには、需要に見合った数の学童保育が設置されるように、地方自治体の負担を軽減する具体的な財政措置や補助単価の引き上げなどが絶対に不可欠です。以下の点を強く要望します。
 - (ア) 学童保育の量的な拡大と質的な拡充を図るための基盤整備である施設整備費と、指導員の安定的な確保が実現できる運営費を十分に確保できるよう、大幅な補助金増額を図ってください。また、土地取得にかかる費用の予算化、民間学童保育の家賃補助も予算化してください。

また実施要綱等に、学童保育の役割を果たすためには、専用の施設（または部屋）を確保することが基本要件であることを明記してください。さらに、「生活の場」にふさわしい広さや設備を確保することが必要であることを明確にしてください。
 - (イ) 地方自治体が積極的に施策を講じることができるよう地方自治体への十分な財政措置を行ってください。（例えば、補助率の見直しや他の施策による特別な財政措置など）
- ④ 「適正規模」（40人未満）を越えた学童保育が早急に分割できるような施策と補助金の仕組み、十分な予算措置をしてください。

また、適正規模化によって新たに待機児童が生まれたり、学童保育が必要な高学年が「追い出される」ことのないように、「待機児童を出さず、必要な小学生すべてが入所できるよう適正規模で複数設置」することを明確にしてください。

分割に際しては、「毎日の生活を送る基礎的な子どもの生活集団が分かれていること」「固定した専用の生活の場としての生活室があること」「専任の指導員が配置されていること」を確保したかたちで行うことが必要なことを実施要綱に明記してください。これは補助要件としても明確にしてください。
- ⑤ 事業運営費の積算に、教材費・保育料の減免措置を含めて、大幅に引き上げてください。特に、自治体に保育料の減免措置の必要性を周知するとともに、自治体への財政援助を行ってください。
- ⑥ 適正規模や大規模学童保育の分割を避けるために高学年の入所が制限されたり、「追い出される」ことがないようにしてください。さらに、高学年も事業対象であることを周知し、2001年12月20日の通知「放課後児童健全育成事業の対象児童について」にあるように、高学年の受け入れを促進してください。
- ⑦ 障害児加算は、常勤指導員の人件費分で計算するとともに、障害児の人数や障害の程度に応じて加配人数を増やせるよう、指導員の加配基準を定め、加配人数に応じた補助単価にしてください。
- ⑧ 保護者の働く実態に即した開設日・開設時間となるように補助額を増額してください。保護者の就労実態からみて土曜日開設は不可欠です。土曜日開設を促進するような加算の仕組みとしてください。
- ⑨ 児童数20人未満の学童保育に対する補助についても、小規模でも指導員が複数配置できるよう補助額を増額してください。また、児童数10人未満の学童保育に対する補助金を新たに予算化してください。
- ⑩ その他の項目についても、全国学童保育連絡協議会の提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」の内容を考慮して改善してください。

＜別紙2＞ 厚生労働省「放課後児童クラブガイドライン」の改善要望

私たちの提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」および、以下の意見・要望を取り入れていただき、よりよいガイドラインとなるよう強く要望いたします。

- ① 事業の目的、役割、性格を明記してください。特に、こども未来財団の研究報告書『放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究』にあるように、学童保育の役割は共働き・一人親家庭の小学生の毎日の継続した「生活の場」の保障と、それを通して保護者の仕事と子育ての両立支援であることを明確にしてください。
- ② 対象児童には、実施要綱にあるように「特別支援学校の小学部の児童」も含んでいることを明記してください。
- ③ 規模について、事故・ケガや子ども情緒の安定からみても大きな問題がある「最大70人までとする」は、望ましいあり方を示すガイドラインにはふさわしくありません。削除するか、もしくは「70人でも問題であるため40人に近づけていくことが必要」との文言を入れてください。また、「集団の規模」の文言は「毎日の基本的な生活を営む集団の規模」としてください。
- ④ 開設日・開設時間について、実施要綱にある「平日は1日3時間以上」はガイドラインでも明記してください。また、利用児童が平日よりも少ないとしても土曜日開設は必要とする保護者にとって切実な要望です。土曜日開設の必要性を明記してください。
- ⑤ 施設・設備について、毎日の継続した「生活の場」を確保するうえで不可欠な施設は「スペース」というあいまいな表現ではなく、「専用施設または専用の部屋」としてください。少なくとも実施要綱にあるように「放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペースまたは専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保される」ことを明確にする必要があります。
- ⑥ 必要な設備を具体的に明らかにしてください。その際、私たちの提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」（生活室・プレイルーム・静養室・事務室・トイレ・玄関・台所設備・手洗い場・足洗い場・シャワー設備・物置・屋外の遊び・バリアフリー等が必要）を取り入れてください。少なくとも実施要綱に明記している内容はふまえたものが重要です。
- ⑦ 職員体制について、指導員の配置基準を明記してください。その際、私たちの提言（「指導員の配置は、専任、常勤、常時複数とする。学童保育指導員の人数は、児童数30人までは指導員2人以上、40人までを3人とする」）を取り入れてください。
- ⑧ 職員の「有する望ましい資格」は、現行の実施要綱のままでなく、私たちの提言（学童保育士という固有の公的資格の創設）を取り入れてください。少なくとも、7割以上の指導員が有している「保育士または幼稚園・小学校の教諭の資格」を加えてください。
- ⑨ 職員に関わることは、現行の実施要綱の内容だけとなり、「望ましいあり方」が何も出されていません。前記の⑦⑧も含めて、職員の体制（専任・常勤・常時複数体制）・配置（子どもと安定的・継続的に関係がとれる配置等）・勤務時間（開設時間の前後の準備時間の確保など）等については私たちの提言および（財）こども未来財団の研究報告書をふまえた記述を加えてください。
- ⑩ 「指導員の活動」について、実施要綱の「事業の内容」に整合性を持たせてください。具体的には、「指導員が行う活動」のなかに「連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施」を明確にしてください。実施要綱にある「放課後児童の活動状況の把握」は指導員の仕事の基本に「深い子ども理解と把握が必要」という位置づけで明記してください。実施要綱になかったガイドライン案の(2)の④⑥は実施要綱にも必要なこととして盛り込んでください。
- ⑪ 障害児の受入れ促進を明記する以上、受入のための指導員の加配の必要性を明確にしてください。また、受け入れの児童数に応じた指導員の加配の必要性も明確にしてください。